

「外国人雇用」が中小企業を発展させる！

—最新入管法改正を踏まえて—

講師 東京都行政書士会豊島支部長 近藤 秀将氏

平成 31 年 2 月 吉日
東京都社会保険労務士会豊島支部長 小西 康夫
豊島支部研修委員会委員長 吉田 秀子

平成 30 年度第 3 回「豊島支部独自研修会」のご案内

2018 年 12 月 8 日成立した改正入管法により「外国人雇用」が、これまでになく注目されています。しかし、「わかりにくい」。

このわかりにくさがあるからこそ、社労士にとっては大きなビジネスチャンスに繋がります。

そこで、この分野の第一人者である東京都行政書士会豊島支部長 近藤秀将先生をお招きし、改正入管法をわかりやすく「言語化」してお伝えしていただきます。

近藤先生が提唱している《第四の顧問業》である「外国人雇用顧問」、そして「外国人雇用」についての《士業ビジネスモデル》の組み立てについてもお話しいたします。

このセミナーを聞いて、是非「外国人雇用顧問」としてご活躍ください！

- 豊島支部独自研修会では、皆様から事前に質問事項をいただき、講義の中で回答をお聞きすることができます。多くの事前質問もお待ちしております。(ただし、全てにご回答いただけない場合もございます。ご了承ください)
- (豊島支部研修委員 阿部務 伊藤綾子 今村淳子 戒悟 佐藤富雄 下村佳子 高伊茂 藤間政雄 正木秀幸 宮田祐子)

記

1.日時	平成 31 年 3 月 4 日 (月) 午後 13:30~16:30 (13 時 10 分受付開始)
2.会場	あうるすぽっと 会議室B 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 3F (東京メトロ 有楽町線 「東池袋駅」6・7 出口より直結、JR「池袋駅」(東口)より徒歩 10 分)
3.講義内容	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人を雇用するための「特別な配慮」とは？ ○2018 年 12 月 8 日成立改正入管法の「概要」と「影響」とは？ ○入管法《総論①》 趣旨・制度・手続・罰則 ○入管法《総論②》 行政裁量《循環》モデルからみる入国・在留審査への理解(脱ブラックボックス化) ○入管法《各論①》 在留資格「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」「高度専門職」 ○入管法《各論②》 在留資格「技能」「特定技能」「技能実習」等 ○《第四の顧問業》=「外国人雇用顧問」のビジネスモデル ○“「外国人雇用」が中小企業を発展させる”という意義——《新規業務》の可能性
4.講師	<p>特定行政書士 近藤 秀将 氏</p> <p>2006 年に行政書士登録し、2012 年に行政書士法人 KIS 近藤法務事務所設立。アジア圏の専門家として、イミグレーション法務を中心に幅広く活動。2015 年 4 月東京都行政書士会豊島支部長就任、2017 年 10 月モンゴル国民工科大学特任教授就任。その他、特定非営利法人 KIS 国際ソーシャルワーク機構理事長、KIS 総合研究所主席研究員等。主な著書等に 2018 年 1 月 単著『外国人雇用の実務(第 2 版)』(中央経済社) 刊行。2019 年予定 単著『こんなにももしろい行政書士の仕事』(中央経済社)</p>
5.定員	100 名 (先着順・定員になり次第締切 定員超過時のみ後日電話等にて個別にご連絡します。)
6.受講料	豊島支部会員 無料 他支部会員 2,000 円 (資料代 当日受付にてお支払いください) 研修会に参加お申込みをいただき当日欠席された方には後日受講料と郵送料を請求させていただきます。
7.申込締切	平成 31 年 2 月 21 日 (木) 資料部数確定のため、申し込み期限厳守にご協力ください。